

## 専決処分の報告について

1 報告件名

区道の排水溝蓋の劣化による、自転車パンク事故に係る示談処理

2 事故の概要

平成29年3月9日の朝、徳丸1-43-1先（西台三丁目交差点付近）の区道を自転車で走行中、劣化した排水溝蓋の溝にタイヤが挟まりパンクした。

3 専決処分年月日

平成29年4月28日

4 専決処分の内容

区は、本事故による損害額に当たる金額を被害者に支払うこととし、今後、区と被害者との間に、書面に定めるほか何ら債権債務が存しないことを確認する示談書を取り交わした。

5 示談金額

金2,658円

なお、示談に要する損害賠償金は、特別区自治体総合賠償責任保険により、全額が補てんされる予定である。

6 示談の相手方

20歳代 男性（区内在住）

現場の状況

